

建築士法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

○ 建築士法施行令（昭和二十五年政令第二百一号）（抄）	1
○ 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）（抄）	2
○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第十二号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）	3

改正案	現行
<p>（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）</p> <p>第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、<u>二万八千四百円</u>とする。</p> <p>（一級建築士の受験手数料）</p> <p>第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、<u>一万七千円</u>とする。</p> <p>2 受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合においても、返還しない。</p> <p>3 中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第十五条の五第一項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する試験事務規程の定めるところによる。</p>	<p>（中央指定登録機関による一級建築士の登録手数料）</p> <p>第三条 法第十条の十九第二項の政令で定める額は、<u>一万九千二百円</u>とする。</p> <p>（一級建築士の受験手数料）</p> <p>第四条 法第十六条第一項の政令で定める額は、<u>一万九千七百円</u>とする。</p> <p>2 受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなかつた場合においても、返還しない。</p> <p>3 中央指定試験機関に納付する受験手数料の納付の方法は、法第十五条の五第一項において読み替えて準用する法第十条の九第一項に規定する試験事務規程の定めるところによる。</p>

○ 沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（建築士の資格に関する経過措置）</p> <p>第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八月二十二日までに琉球政府の行政主席が行つたもの若しくは同立法の規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若しくは第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級建築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められた者は、<u>建築士法第四條第二項又は第四項の規定にかかわらず</u>、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。</p>	<p>（建築士の資格に関する経過措置）</p> <p>第百条 沖縄の建築士法の規定による一級建築士試験で昭和四十四年八月二十二日までに琉球政府の行政主席が行なつたもの若しくは同立法の規定による二級建築士試験に合格した者又は同立法附則第二項若しくは第三項の規定により、琉球政府の行政主席の選考を受けて、一級建築士若しくは二級建築士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められた者は、<u>建築士法第四條第一項又は第二項の試験を受けな</u>い<u>で</u>、それぞれ一級建築士又は二級建築士の免許を受けることができる。</p>

○ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和元年政令第十二号）による改正後の地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>			
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
三十九 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号） 第四 条第三項、第五 条第一項及び第 二項並びに第 十三條の規定に 基づく二級建 築士又は木造 建築士の免許に 関する事務	1 建築士法第四條第一項の規定に基 づく二級建築士 又は木造建築 士の免許 2 建築士法第十三 條の規定に基 づく二級建築 士試験又は木 造建築士試験 の実施	二万四千四百 円 一万八千五百 円	

現行

<p>地方自治法第二百二十八条第一項の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下「標準事務」という。）は、次の表の上欄に掲げる事務とし、同項の当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるもの（以下「手数料を徴収する事務」という。）は、同表の上欄に掲げる標準事務についてそれぞれ同表の中欄に掲げる事務とし、同項の政令で定める金額は、同表の中欄に掲げる手数料を徴収する事務についてそれぞれ同表の下欄に掲げる金額とする。</p>			
標準事務	手数料を徴収する事務	金額	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
三十九 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号） 第四 条第二項、第五 条第一項及び第 二項並びに第 十三條の規定に 基づく二級建 築士又は木造 建築士の免許に 関する事務	1 建築士法第四條第一項の規定に基 づく二級建築士 又は木造建築 士の免許 2 建築士法第十三 條の規定に基 づく二級建築 士試験又は木 造建築士試験 の実施	一万九千三百 円 一万七千九百 円	

	(略)	(略)
<p>備考</p> <p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>	<p>備考</p> <p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>	<p>備考</p> <p>一 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法律（これに基づく政令を含む。）又は政令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。</p> <p>二 この表の下欄に掲げる金額は、当該下欄に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位についての金額とし、その他のものについては一件についての金額とする。</p>